

市民と子どもを守るために



練馬・市民と子ども法律事務所
Nerima Citizen and Children Law Office



〒176-0012
東京都練馬区豊玉北6-14-1 川上ハイツ1F
☎03-5946-9989
FAX 03-5946-9944
www.nerima-cclaw.jp

練馬・市民と子ども
法律事務所

Nerima Citizen and Children
Law Office



● MESSAGE ●

ごあいさつ



私どもは、市民と子どもとともに、憲法と子どもの権利条約の理念に従った市民の暮らしの営みと安全、子どもの成長と発達の実現と前進に貢献するため、練馬の地に新事務所を開設いたしました。

練馬区は、東京の多摩地域や埼玉県に至る地域ともつながっていますが、複数名の弁護士による共同事務所がほとんどない地域です。私どもは、これまで築いてきた皆さまとのつながりを活かし、練馬区を含む多くの地域の市民のみなさまの様々なニーズにお応えしていきたいと考えています。

国連子どもの権利委員会が指摘しているとおり、現在のわが国の多くの子どもたちは貧困状態にあり、情緒的・心理的な幸福感が乏しい状況におかれています。わが国では子どもを尊重してのりきる社会の仕組みはいまだ築かれておらず、虐待、いじめ、体罰、少年事件など、子どもをとりまく問題は山積しています。私どもは、子どもたち1人1人の個性が尊重される社会を目指し、東京で最初の子どものための法律事務所を開設いたしました。

東日本大震災の結果あきらかになったように、市民生活の営みと安全、それを支えるセーフティネットはいたるところで綻んでいます。私どもはそうした現実の中で、市民と子どもが直面するあらゆる法律問題に、みなさまとともに全力で解決にあたる所存です。

皆さまの温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。

弁護士 津田玄児

● 取扱い業務

民事事件

- 権利・生活をまもる事件
- 学校災害や少年非行、子どもの権利に関する各種事件
- 消費者被害の事件
- 不動産をめぐる各種問題
- 労働事件
- 債務の整理

家事事件

- 離婚事件（DV事件も含む）
- 遺言書の作成
- 相続に関する事件

刑事事件

少年事件

外国人事件

● 当事務所の弁護士が取扱った主な事件

- 東京都知事選挙無効事件
- 明星学園進級拒否事件
- 明星学園転落死事件
- 中国人就学生強盗事件
- 白川中央中学校事故死事件
- 調布事件
- 平井での聾啞者への「強盗殺人」事件
- 国外での買春被害についての告訴・賠償事件
- 所沢高校事件
- 土佐高校落雷被災事件
- 障害のある都立高校生への退学処分 取消請求事件
- 小平五中分限免職事件

法律相談の流れ

①まずはお電話ください。

はじめてのご相談でも遠慮なさらずお電話ください。

☎ **03-5946-9989**

電話受付時間

平日10:00~17:00

②弁護士との面談日を予約

ご相談内容を簡単にお聞きした上で、弁護士との面談予約をいたします。（必要な資料等のご用意をお願いすることがあります）

※当事務所の所員が、ご相談者様の相手方と関係がある場合等、利益が相反する案件につきましては、法律上、ご相談をお受けできない場合があります。

③弁護士と面談

当事務所では法律相談料を頂戴しております。

相談料

30分 / 5,250円（税込）

④受 任

弁護士費用の説明および委任契約書を締結します。

④アドバイス等

法的なものを含めご相談者のニーズに沿った各種アドバイスや手続きをご紹介します。

